		1．令和5年度就学援助制度の実施について																													
		1．就学援助制度の周知方法																													(8) (7)のカの内容
		(1)就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○）												(3)　就学援助（要保護・準要保護）の申請期 （あてはまるものの1つに○）						(4)　(3)のオの内容・補足事項	(5)就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法 （あてはまるものの全てに○）								(6)(5)のキの内容	(7)就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 （あてはまるものの全てに○）						
都道府県	市町村名	ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載または就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会や民生委員などから世帯へ案内を送付	コ．その他	(2)　(1)のコの内容	ア．申請を随時受け付けており、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請を受け、各学期始めから援助	オ．その他	(4)　(3)のオの内容・補足事項	ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請を希望する者が学校に提出	オ．申請を希望する者が教育委員会に提出	カ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	キ．その他	(6)(5)のキの内容	ア．自ページ内でわかりやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安の掲載	エ．各費目の援助額や援助金額等を記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	
31	33	32	28	30	10	24	19	30	2	5	5	9	0	0	30	0	3	3	14	7	11	1	0	0	2	2	10	1	27	27	9	2	2
神奈川県	横浜市	○	○	○			○	○									○	前回の申請のみ締切期間を設定し、その後は翌年2月まで臨時申請を受け付けており、年度当初分から援助	○										○	○	○			
神奈川県	川崎市	○	○	○	○	○	○	○		○					○						○								○	○	○			
神奈川県	相模原市	○	○				○	○			○	学務課、公民館などの関係機関に案内事務書を配架。市ホームページからダウンロードで可能。 小学校等入学予定者の新入学児童学用品費の入学前支給に係る案内兼申請書については、就学時健康診断通知に同封。 小学校1年生の保護者に対しては、案内兼申請書とともに就学援助金制度の利用意思確認書を配付し、年度末の保護者から学校を通して提出いただく取扱いとし、より丁寧な制度周知を行っている。			○													小学校1年生は(5)のエ、その他の学年は(5)のイの提出方法としている。 また、家保護者は福祉事務所から情報提供を受けることにより決定し、申請書の提出は不要としている。			○	○		○	外国人向けにて就学援助制度の外部による案内を作成し、ホームページに掲載している。 小学校等入学予定者の新入学児童学用品費の入学前支給に係る案内兼申請書については、就学時健康診断通知に同封し、 小学校1年生の保護者に対しては、案内兼申請書とともに就学援助金制度の利用意思確認書を配付することで、多くの保護者に対し、制度周知を行っている。
神奈川県	横須賀市	○				○	○	○		○					○				○										○	○	○			
神奈川県	平塚市	○	○			○		○							○				○										○	○				
神奈川県	鎌倉市	○	○		○	○	○	○			○	前年度認定者への案内を送付している。			○					○							○		○	○				
神奈川県	藤沢市	○	○	○		○	○	○							○				○										○	○	○			
神奈川県	小田原市	○	○	○		○					○	前年度認定世帯へ就学援助制度の書類を郵送			○						○				○	電子申請する場合は、申請を希望する者が教育委員会に提出			○	○				
神奈川県	茅ヶ崎市	○	○	○		○	○	○							○						○						○		○					
神奈川県	逗子市	○	○			○									○					○										○				
神奈川県	三浦市	○	○	○			○	○		○	○	三浦市LINEで周知している			○						○								○	○				
神奈川県	秦野市	○	○	○	○	○	○	○	○		○	年度内最後の就学援助費支給時に、保護者宛通知と一緒に翌年度の案内を同封している。			○					○						○		○	○				
神奈川県	厚木市	○	○	○		○	○	○							○						○								○	○	○			
神奈川県	大和市	○	○	○		○	○								○						○						○	○	○					
神奈川県	伊勢原市	○	○	○	○	○	○	○							○				○										○					
神奈川県	海老名市	○	○		○	○		○									○	臨時申請を受け付けており、原則、年度当初分から援助。ただし、当該申請原因となる事由が確定した日が特定できる場合、申請原因となる事由が確定した日から援助。	○										○	○	○			
神奈川県	座間市	○	○	○		○		○							○						○								○	○		○	令和5年度より保護者LINEで通知をした。LINE申請を実施した。
神奈川県	南足柄市	○		○			○	○							○				○	○									○	○				
神奈川県	綾瀬市	○	○			○	○	○			○	教育委員会から前年度認定者へ案内を送付			○						○								○	○				
神奈川県	葉山町	○	○		○		○	○			○	4月中に学校を経由して配付			○						○								○	○				
神奈川県	寒川町	○	○		○		○	○							○						○								○	○				
神奈川県	大磯町	○		○		○					○	年度当初、前年度の申請者に学校を通して申請書を配布			○						○								○	○				
神奈川県	二宮町	○	○	○	○	○		○							○					○							○		○	○				
神奈川県	中井町	○		○		○		○							○				○								○		○	○	○			
神奈川県	大井町	○	○		○	○	○	○							○					○							○		○	○				
神奈川県	松田町	○		○				○									○	年度当初は申請締切を設定し、4月に遡及して援助している。締切日を過ぎた申請も臨時受け付けており、申請日の翌月分から援助			○						○							
神奈川県	山北町	○	○			○		○							○					○							○							
神奈川県	開成町	○		○				○							○				○								○		○	○				
神奈川県	箱根町	○	○	○		○	○	○		○					○				○											○				
神奈川県	真鶴町		○	○		○		○							○				○															
神奈川県	湯河原町	○	○		○	○		○	○	○					○				○										○	○				
神奈川県	愛川町	○	○	○		○	○	○							○				○										○	○	○			
神奈川県	清川村	○						○			○	就学前健診実施の際に受付にて教育委員会より案内（申請書等）配布			○				○											○				

2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）

令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）

都道府県	市町村名	<小学校>ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学児童生徒がいないため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他	<小学校>(2)(1)のカの内容	<小学校>ア. 令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ. 令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ. 令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ. 未定	<小学校>ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	<小学校>ア. 教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ. 自治体の広報誌に案内を掲載	ウ. 就学案内の書類に記載または就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ. 学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ. 幼稚園や保育所を通じて案内を配布	キ. 城内の小中学校で保護者及び保護者に対して案内（兄弟姉妹がいる場合など）	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 小学校入学者が多い学校へ案内を郵送	コ. その他	<小学校>(6)(5)のコの内容	<小学校>(7)（4）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の）①開始時期②申請期日③（7の場合）支給時期	<小学校>ア. 予算の確保が難しいから	イ. 規則改正などが内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定漏洩が増えると、支給決定後に転居へ、転出の方が多いなど、事務量負担が増加するから	エ. （入学前支給と比べると）母子保健の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他	<小学校>(9)(8)のエ及びオの内容
32	32	33	0	0	0	0	0	0	33	0	0	0	0	0	0	0	2	8	7	16	0	23	18	11	9	8	1	2	1	6	8	8	1	0	0	0	0	0	0
神奈川県	横浜市	○							○								○					○	○	○															
神奈川県	川崎市	○							○											○		○	○		○					○									
神奈川県	相模原市	○							○										○			○	○							○									
神奈川県	横須賀市	○							○											○		○	○	○															
神奈川県	平塚市	○							○									○				○								○									
神奈川県	鎌倉市	○							○									○				○	○		○														
神奈川県	藤沢市	○							○									○				○	○	○							○	就学時健康診断のお知らせの書類とともに郵送							
神奈川県	小田原市	○							○										○			○	○			○					○	就学時健康診断の案内通知に同封							
神奈川県	茅ヶ崎市	○							○											○		○		○															
神奈川県	逗子市	○							○										○			○	○			○													
神奈川県	三浦市	○							○											○		○			○														
神奈川県	秦野市	○							○										○			○	○	○					○		○	教育委員会から就学時健康診断受診対象者へ受診案内送付時に同封しています。							
神奈川県	厚木市	○							○											○					○													
神奈川県	大和市	○							○								○					○	○				○			○									
神奈川県	伊勢原市	○							○									○					○								○	就学時健康診断の書類とともに配布							
神奈川県	海老名市	○							○									○				○			○														
神奈川県	座間市	○							○											○		○	○	○															
神奈川県	南足柄市	○							○											○		○		○															
神奈川県	綾瀬市	○							○									○				○	○							○									
神奈川県	葉山町	○							○											○		○			○	○													
神奈川県	寒川町	○							○											○		○	○		○			○											
神奈川県	大磯町	○							○											○		○		○		○													
神奈川県	二宮町	○							○									○				○									○	就学時健康診断の案内書類とともに郵送							
神奈川県	中井町	○							○											○				○							○	新中学1年生については、学校を通して6年生の保護者へ通知等を配布している。							
神奈川県	大井町	○							○										○			○			○														
神奈川県	松田町	○							○										○				○								○	就学時健康診断の際に会場で案内を配布							
神奈川県	山北町	○							○											○						○													
神奈川県	開成町	○							○											○				○															
神奈川県	箱根町	○							○									○					○							○									
神奈川県	真鶴町	○							○											○			○										①町の12月広報に掲載②は月下旬、③は月下旬						
神奈川県	湯河原町	○							○										○						○														
神奈川県	愛川町	○							○											○		○	○	○		○		○											
神奈川県	清川村	○							○											○											○	就学前健診実施の際に受付にて教育委員会より案内（申請書等）配布							

都道府県	市町村名	<中学校>ア．入学前実施を行っている	イ．入学前実施を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前実施を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも学問品からその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前実施を行っていない	カ．その他	<中学校>（2）（1）のカの内容	<中学校>ア．令和4年度（令和4年度新入学分）以前	イ．令和5年度（令和5年度新入学分）以降	ウ．令和6年度（令和6年度新入学分）以降	エ．未定	<小学校>ア．4月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月（初年（入学式前）	<小学校>ア．年度の開催が間踏だから	イ．規則改正などの内容が複雑で時間がかかるから	ウ．認定期数が増える、事務量に伴う負担が増加するから	エ．入学前支援による保育料無償化の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	<中学校>（6）（5）のエ及びオの内容	5．変計急変世帯の認定について（重複可能）（1）当てはまるもの1つに○ ア．従前より変計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ．新たに認定基準等を定め、その基準により認定	ウ．相談があった場合、事例に応じて個別に対応	エ．財政制度に伴う経済的支援により対応	オ．新たに認定基準等を定めることを検討中	カ．そもそも対象者がいない	キ．その他	（2）（1）のキの内容
32	33	32	0	1	0	0	0	0	32	0	0	0	0	0	0	1	1	10	5	15	0	1	1	0	0	0	0	32	1	14	0	0	2	8	0
神奈川県	横浜市	○							○							○																		○	横浜市では認定期間を4月～翌年3月の年度ごとに設定しており、申請は4月～翌年2月までに随時受付け、世帯変更などの事由がなければ提出時期にかかわらず原則4月まで遡って認定している。原則前年の所得により審査を行うが、1～2月の申請では当該年の所得証明書類がありそれを当該年の所得で審査可能という運用をしている。 ※令和3年度については、上記に加え「特別審査」止熱し、特別審査申立書及び直近の所得証明書類等を添付すれば、直近の所得で審査を行い、速やかに保護費に反映ができるように対応していたが、令和3年度以降については従来の運用としている。
神奈川県	川崎市	○							○											○								○							
神奈川県	相模原市	○							○										○															○	自己都合を除く失業による変計急変については、既設の手続により認定を行い、新型コロナウイルス感染症の影響による変計急変については、新たに簡便な事務取扱を整備し、その手続により認定
神奈川県	横須賀市	○							○											○														○	経済的理由による申請については、前年度の所得により認定判定をしていたため、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた基準は設けていない。
神奈川県	平塚市	○							○									○																○	認定基準は変わらないが、一時困窮者の要件を緩和。
神奈川県	鎌倉市	○							○									○												○					
神奈川県	藤沢市	○							○									○										○							
神奈川県	小田原市	○							○											○										○					
神奈川県	茅ヶ崎市	○							○									○												○					
神奈川県	逗子市	○							○									○										○							
神奈川県	三浦市	○							○											○										○					
神奈川県	秦野市	○							○										○									○							
神奈川県	厚木市	○							○											○										○					
神奈川県	大和市	○							○								○													○					
神奈川県	伊勢原市	○							○									○												○					
神奈川県	海老名市	○							○									○																○	令和2～4年度は、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響を踏まえて、新たに認定基準等を整備し、その基準により認定。 令和5年度は、現段階では変計急変世帯の認定は実施しない予定。
神奈川県	座間市	○							○											○										○					
神奈川県	南足柄市	○							○											○										○					
神奈川県	綾瀬市	○							○									○										○							
神奈川県	葉山町			○																		○	○					○							
神奈川県	寒川町	○							○											○										○					
神奈川県	大磯町	○							○											○								○							
神奈川県	二宮町	○							○									○										○							
神奈川県	中井町	○							○											○								○							
神奈川県	大井町	○							○											○														○	対応していない
神奈川県	松田町	○							○											○															
神奈川県	山北町	○							○																								○		
神奈川県	開成町	○							○											○													○		
神奈川県	箱根町	○							○									○												○					
神奈川県	真鶴町	○							○											○										○					
神奈川県	湯河原町	○							○										○										○						
神奈川県	愛川町	○							○											○								○							
神奈川県	清川村	○							○											○										○					

		4. 就学援助制度の概要確認・認定基準について																							5. 生活保護基準見直しによる事業保護への影響及び対応について											6. 就学援助率
		（3）令和5年度当初における事業保護の認定基準（該当するもの全てに○）																							4．（3）でソ，タ，チ，ツ，テ，トのいずれかに○をした場合											
都道府県	市町村名	ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．南区町村長の余裕数	ウ．市区町村長の裁量	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険の保険料の減免または徴収の猶予	カ．市区町村長の裁量による学費の減免または徴収の猶予	キ．保護者が職業安定所等に求職申し込みを行っている者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．母子・父子・寡婦の調査	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状況の悪い者、家庭環境が悪い者、または学用品費に不自由していると考えて保護者の生活状態が きわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に金額がかわるもの）（例：生活保護の1/3減の場、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して簡単に定めているもの）（例：生活保護の1/3減の場、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して簡単に定めているもの）（例：生活保護の1/3減の場合（3万円減）、1.5倍（45万円等））（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税者を固定費額10倍、15倍（例：最低課税額の10倍、15倍等）（係数および（倍率）を（5）に記入してください。）	テ．その他	（4）（3）でソ，タ，チ，ツ，テ，トのいずれかに○をした場合，生活保護基準額等に関する係数（倍率）	（5）（3）でツ，テに○をした場合，市区町村民税所得割課税額に関する係数（倍率）	（6）（3）でテと回答した場合，その他の基準の内容	（7）補足事項	4．（3）でソ，タ，チに○をした場合，平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和5年4月以降の対応										
																									（1）令和5年4月以降、保護受給の認定ア．反映させる（新たな認定基準に更新）	イ．反映させない（従前の認定基準を継続）	（2）（1）でイで、反映させる（新たな認定基準に更新）はCDをした場合ア．生活保護基準見直しの影響がまだ不明確であるため、対応していない。（見直し後の生活保護基準に基づく事業保護の認定基準で認定定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく事業保護の認定基準により再認定など）	イ．生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない（事業保護受けていない、影響を受ける所得額の事業保護者がいない等）	ウ．生活保護基準見直しの影響が生じると認定されるが、対応していない	令和5年4月以降、生活エ．その他内容	（3）（2）でエとした場合のその内容	（4）（1）でイ、反映させない ア．年	イ．月	令和4年度
32	33	22	20	20	20	20	22	8	3	15	17	8	4	4	17	20	10	3	0	5	32	0	5	3	14	16	3	4	7	0	0	18	18	
神奈川県	横浜市	○					○									○					1					○						平成25		8	15%未満
神奈川県	川崎市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○				○	1		失業や疾病による休職又は医療費がかかっていて、一定の要件を満たす場合			○						平成30		4	15%未満
神奈川県	相模原市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○				○	1.2		・世帯構成員が中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項の支援給付を受けている者 ・世帯構成員が雇用保険法第44条に規定する日雇労働者手帳の交付を受けたこと。	(3)ウ，ケ，コ については、災害による場合のみ認定基準に該当。	○				○						20%未満
神奈川県	横須賀市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○			○	○					1.5					○						平成29		4	20%未満
神奈川県	平塚市						○									○					1.5				○		○								15%未満
神奈川県	鎌倉市															○					1.5					○						平成25		4	15%未満
神奈川県	藤沢市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○				1.3					○						平成25		4	15%未満
神奈川県	小田原市	○	○	○	○	○	○			○	○	○			○	○					1.3			(3)サについては、児童生徒の在籍する学校の校長は支給認定に必要と認めるときには、認定に係る意見を具申できるものとしている。									平成27		4	20%未満
神奈川県	小田原市															○					1.5				○		○								20%未満
神奈川県	茅ヶ崎市																				1.5					○									15%未満
神奈川県	逗子市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.5					○						平成25		4	10%未満
神奈川県	三浦市	○	○	○	○	○	○				○					○					1.5				○				○						20%未満
神奈川県	秦野市																○				1.5					○						平成29		4	15%未満
神奈川県	厚木市																○				1.5					○						平成25		4	20%未満
神奈川県	大和市	○	○	○	○	○	○	○			○				○		○				1.5					○						平成27		4	20%未満
神奈川県	伊勢原市															○					1.5					○						平成28		4	15%未満
神奈川県	海老名市	○		○	○	○	○	○								○					1.4				○				○						10%未満
神奈川県	座間市	○	○														○				1.3					○						平成25		4	15%未満
神奈川県	南足柄市																○				1.3					○								7	15%未満
神奈川県	綾瀬市															○					1.4					○						平成30		4	20%未満
神奈川県	葉山町																○				1.5				○		○								15%未満
神奈川県	寒川町	○	○	○	○	○	○			○	○				○			○		○	1.3		(3)のアーカ，ケ，コ，セ，チ以外の者であり、天災その他やむを得ない事情による経済的理由により児童生徒又は就学予定者が就学困難となる特別な事情がある場合												20%未満
神奈川県	大磯町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3				○			○							10%未満
神奈川県	二宮町	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○				○	1.3		保護者又はまたは生計維持者の失業、休業、災害、死亡、又は長期療養等により、現年において収入額等が前年より著しく減少すると認められる世帯については、前年の収入額に関わらず認定対象とすることができる。	ソについて、保護者が1人の世帯で1.5倍、保護者が2人の世帯で1.3倍。	○			○							10%未満
神奈川県	中井町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.5				○				○						15%未満
神奈川県	大井町	○	○	○	○	○	○			○	○				○			○			1.5														10%未満
神奈川県	松田町															○					1.3				○				○						15%未満
神奈川県	山北町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.6				○			○							10%未満
神奈川県	開成町															○					1.3					○							30	4	15%未満
神奈川県	箱根町	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○			○	1.3		・火災等で罹災したことにより、当該援助が必要と認められる者 ・疾病等により一時的に生活困窮となった者			○							24	12	20%未満
神奈川県	真鶴町	○	○	○	○	○												○			1.5														15%未満
神奈川県	湯河原町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.3				○				○						15%未満
神奈川県	愛川町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.3				○				○						20%未満
神奈川県	清川村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.5				○			○							15%未満

7. 令和5年度重要保護就学援助額

1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)

都道府県	市町村名	(1) 費目毎の単価 学用品費 費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	新入学児童生徒学用品費等 費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	通学費 費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	修学旅行費 費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	(5) 補足事項
32	33	33	0	0	3	3	3	30	30	0	1	33	0	0	3	3	3	30	30	0	1	18	9	9	6	6	6	1	1	0	2	33	14	14	16	18	18	1	1	0	2	18
神奈川県	横浜市	○						○	11,630			○						○	63,100													○	○	19,485							支給平均額は令和5年度予算に計上した単価	支給平均額は令和5年度予算に計上した単価
神奈川県	川崎市	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	0								○	○	16,163								・校外活動費(宿泊を伴うもの)については、令和5年度よりと限額撤廃し、実費支給。
神奈川県	相模原市	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	8,574								○	○	20,226								
神奈川県	横須賀市	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	16,440								通学用品費は第1学年を除く。 医療費は実績なし。
神奈川県	平塚市	○						○	11,630			○						○	54,080			○						○	40,020			○			○	22,690	0					通学費・修学旅行費・医療費は、支給実績なし。
神奈川県	鎌倉市	○						○	11,520			○						○	51,080			○	○	16,545								○	○	21,060								医療費は、実績なし。
神奈川県	藤沢市	○						○	11,630			○						○	63,050			○	○	11,444								○	○	19,100								
神奈川県	小田原市	○						○	11,630			○						○	54,080			○			○	40,020	11,645					○			○	22,690	20,214				医療費については実績がありません。学校給食費は現物支給としています。
神奈川県	茅ヶ崎市	○						○	11,630			○						○	51,080													○			○	22,690	15,808				
神奈川県	逗子市	○						○	11,600			○						○	54,080			○	○	0								○	○	17,124								通学費、医療費については実績無し。
神奈川県	三浦市	○						○	6,950		1年生のみ：581円	○						○	54,080			○	○	25,730								○	○	24,329								
神奈川県	秦野市	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	20,658								○			○	22,690	19,846				
神奈川県	厚木市	○						○	11,630			○						○	54,080			○			○	40,020	3,086					○			○	22,690	15,564				医療費は実績なし
神奈川県	大和市	○						○	11,630			○						○	54,080			○			○	40,020	14,654					○			○	22,690	17,210				
神奈川県	伊勢原市	○			○	11,630	11,172					○			○	54,080	54,080															○	○	19,956								校外活動費(宿泊を伴うもの)及び医療費については実績なし。
神奈川県	海老名市	○			○	11,630	10,420					○			○	54,080	54,080					○	○	0								○			○	21,890	8,343				・通学費は、令和4年度支給実績なし。 ・学用品費(定額)　令和4年度　1年：2,630円(13.4%)　2年～6年：11,630円(86.6%)
神奈川県	座間市	○						○	11,630			○						○	54,080														○			○	22,690	13,672				「医療費」については、令和4年度実績なし。
神奈川県	南足柄市	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	22,329				
神奈川県	綾瀬市	○						○	11,630			○						○	54,080			○			○	40,020	0				実績なし	○			○	22,690	19,959				
神奈川県	葉山町	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	16,318				
神奈川県	寒川町	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	15,296								新入学児童生徒学用品費等：小学校6年生(中学校1年生)には、一定額(60,000円)支給。
神奈川県	大磯町	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	0							実績なし	○	○	19,105								
神奈川県	二宮町	○						○	11,630			○						○	54,080		弁	○			○	40,020	0					○	○	21,000								・新入学児童生徒学用品費等は、令和6年1月に支給予定の入学前支給の単価は、54,080円。・通学用品費は、2年生以上。・通学費・校外活動費(宿泊を伴うもの)は、実績なし。・校外活動費については、学校学年毎に行き先が異なり、支給金額も異なる。
神奈川県	中井町	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	22,340								学校給食費については、要綱上、費目として挙しているが、令和3年度より完全無償化のため、支給実績がありません。
神奈川県	大井町	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	18,122				
神奈川県	松田町	○			○	11,630	10,803					○			○	54,080	54,080															○			○	22,690	22,500				
神奈川県	山北町	○						○	5,815			○						○	27,040													○			○	11,345	11,000				学校給食費：令和5年度は保護者負担なし。
神奈川県	開成町	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	22,690				
神奈川県	箱根町	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	22,385								・学校給食費は、令和3年度から無償化のため費目なし ・生徒会費は実績なし。
神奈川県	真鶴町	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	21,510				
神奈川県	湯河原町	○						○	11,630			○						○	54,080			○			○	40,020	0					○			○	22,690	21,873				
神奈川県	愛川町	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	13,380				・学用品費については、1年：11,630円、2～6年：13,900円(通学用品費含む)と分けている。 ・医療費については、費目設定しているが、実績なし。 ・オンライン学習通信費については、高学年生は2,934円、その他学年は4,000円を上限としている。
神奈川県	清川村	○						○	11,630			○						○	54,080													○						○	17,690	0,000円村単独	学校給食費については、子育て支援の保護者負担軽減として全児童に対して全額補助するため、実績額は無

| 都道府県 | 市町村名 | 2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） | | |